



鳥取県公報

令和6年3月29日（金）
号外第39号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金（170）（まちづくり課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）の利用料金 （171）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
	鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）の利用料金（172）（〃）・・ 11
	住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（173）（住宅政策課）・・・・・・・・・・ 12
	とっとりバイオフロンティアの利用料金（174）（産業未来創造課）・・・・・・・・ 12

告 示

鳥取県告示第170号

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年鳥取県告示第265号（鳥取県立布勢総合運動公園の利用料金について）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 陸上競技場

利用区分				単位	金額	
グラウンド	一般利用			1人1回につき	150円	
	専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	幼児、児童、中学校若しくは高等学校の生徒又は学生（以下「学生等」という。）	1時間につき	1,930円
				一般人	1時間につき	2,540円
			入場料等を徴収するとき。	学生等	1時間につき	9,670円
				一般人	1時間につき	13,240円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。		1時間につき	40,230円	
入場料等を徴収するとき。		1時間につき	53,980円			
屋内練習場	一般利用			1人1回につき	50円	
	専用利用			1時間につき	300円	
雨天練習場	一般利用			1人1回につき	50円	
	専用利用			1時間につき	300円	
トレーニングルーム	一般利用	一回券により利用する場合		1人1回につき	100円	
		回数券により利用する場合		回数券11枚につき	1,010円	
		1月利用券により利用する場合		1人につき	710円	
	専用利用			1時間につき	610円	
夜間照明	全灯			30分につき	6,110円	
	3分の2点灯			30分につき	5,090円	
	5分の2点灯			30分につき	3,050円	
	10分の1点灯			30分につき	1,010円	
第1研修室				1時間につき	1,730円	
第2研修室				1時間につき	500円	
第3研修室				1時間につき	400円	
第1会議室				1時間につき	200円	
第2会議室				1時間につき	300円	
放送室				1時間につき	300円	

冷暖房	第1研修室	1時間につき	300円
	第3研修室	1時間につき	300円
	放送室	1時間につき	100円

(2) 野球場

利用区分			単位	金額	
グラウンド	プロ野球以外の野球又はソフトボール	入場料等を徴収しないとき。	学生等	1時間につき	1,220円
			一般人	1時間につき	1,830円
		入場料等を徴収するとき。	学生等	1時間につき	3,560円
			一般人	1時間につき	4,880円
	プロ野球	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	24,130円	
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	48,270円	
屋内ピッチング場			1時間につき	100円	
スコアボード（スコアボード操作室を含む。）			1時間につき	300円	
夜間照明			30分につき	6,110円	
大会運営室			1時間につき	400円	
第1研修室			1時間につき	200円	
第2研修室			1時間につき	100円	
放送室			1時間につき	300円	
冷暖房	大会運営室		1時間につき	100円	

(3) 球技場

利用区分			単位	金額	
営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	学生等	1時間につき	全面	1,320円
				2分の1面使用	710円
				3分の1面使用	500円
		一般人	1時間につき	全面	1,930円
				2分の1面使用	1,010円
				3分の1面使用	710円
	入場料等を徴収するとき。	学生等	1時間につき	全面	7,430円
				2分の1面使用	3,760円
				3分の1面使用	2,540円
		一般人	1時間につき	全面	10,080円
				2分の1面使用	5,090円
				3分の1面使用	3,460円
営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	全面	30,350円	
			2分の1面使用	15,270円	
			3分の1面使用	10,180円	
	入場料等を徴収するとき。	1時間につき	全面	40,430円	
			2分の1面使用	20,370円	
			3分の1面使用	13,750円	
夜間照明			30分につき	5,090円	

(4) 補助競技場

利用区分	単位	金額
学生等	1時間につき	710円
一般人	1時間につき	910円

(5) 多目的広場

利用区分	単位		金額
学生等	1時間につき	全面	910円
		2分の1面使用	500円
一般人	1時間につき	全面	1,220円
		2分の1面使用	710円

(6) 投てき場

利用区分	単位	金額
学生等	1時間につき	500円
一般人	1時間につき	700円

(7) 設備利用料等

名称		単位	金額
競技用器具等一式		1式1日1回につき	4,070円
トラック競走用器具		1式1日1回につき	300円
ハードル競走用器具		1式1日1回につき	300円
障害物競走用器具		1式1日1回につき	300円
走幅跳・三段跳用器具		1式1日1回につき	200円
走高跳用器具		1式1日1回につき	400円
棒高跳用器具		1式1日1回につき	500円
砲丸投用器具		1式1日1回につき	300円
円盤投用器具		1式1日1回につき	300円
ハンマー投用器具		1式1日1回につき	300円
やり投用器具		1式1日1回につき	300円
マラソン競走用器具		1式1日1回につき	500円
陸上用バトン		1本1日1回につき	50円
ストップウォッチ		1個1日1回につき	50円
イベントパネル (ポールを含む。)		1枚1日1回につき	200円
テント		1組1日1回につき	300円
ラグビー用器具		1式1日1回につき	300円
サッカー用器具		1式1日1回につき	300円
野球用器具		1式1日1回につき	300円
ホッケー用器具		1式1日1回につき	300円
人工芝		1枚1日1回につき	100円
アーチェリーの		1台1日1回につき	300円
多目的掲示板		1時間につき	3,360円
写真判定装置		1時間につき	2,240円
大型映像装置	非営利	入場料を徴収しないとき。	1時間につき 5,090円
		入場料を徴収するとき。	1時間につき 20,370円
	営利	入場料を徴収しないとき。	1時間につき 61,110円
		入場料を徴収するとき。	1時間につき 81,480円
広告加算		1分につき	10,180円
芝グラウンド 用ペイント	サッカー (一般)	1面1回につき	7,380円
	サッカー (少年)	1面1回につき	5,500円
	ラグビー	1面1回につき	10,490円

	ホッケー	1面1回につき	5,290円
シャワー室		3分間につき	50円
サッカー固定式ボール設置		1組につき	1,010円
ラグビー固定式ボール設置		1組につき	1,520円
ソフトボール固定式ボール設置		1組につき	500円
ホッケー用ゴール設置		1組につき	1,010円

(8) 鳥取県民体育館

利用区分				単位	金額		
メイ ン ア リ ー ナ	一般利用			1人1回につき	50円		
	専 用 利 用	営利を 目的と しない 場合	入場料等 を徴収し ないとき。	学生等	全面1時間につき	2,220円	
				一般人	全面1時間につき	2,950円	
				学生等	2分の1面1時間につき	1,070円	
				一般人	2分の1面1時間につき	1,420円	
				学生等	3分の1面1時間につき	690円	
				一般人	3分の1面1時間につき	910円	
				学生等	4分の1面1時間につき	540円	
				一般人	4分の1面1時間につき	710円	
				入場料等 を徴収す るとき。	学生等	全面1時間につき	4,430円
					一般人	全面1時間につき	5,900円
	営利を 目的と する場合	入場料等を徴収しないとき。		全面1時間につき	103,370円		
				2分の1面1時間につき	51,630円		
		入場料等を徴収するとき。		全面1時間につき	147,680円		
サブ ア リ ー ナ	専 用 利 用	営利を 目的と しない 場合	入場料等 を徴収し ないとき。	学生等	全面1時間につき	540円	
				一般人	全面1時間につき	710円	
			入場料等 を徴収す るとき。	学生等	2分の1面1時間につき	230円	
				一般人	2分の1面1時間につき	300円	
		営利を 目的と する場合	入場料等を徴収しないとき。		全面1時間につき	1,070円	
					全面1時間につき	1,420円	
			入場料等を徴収するとき。		全面1時間につき	24,950円	
					全面1時間につき	35,640円	
メインアリーナ、サブアリーナ3時間以上の専用利用については、1時間あたりの単価×利用時間×0.9とする。							
トレ ー ニ ン グ ル ー ム	一 般 利 用	1回券により利用する場合		1人1回につき	250円		
				1人1回につきシャワー代込み	300円		
		回数券により利用する場合		回数券11枚につき	2,540円		
				回数券11枚につきシャワー代込み	3,050円		
		1月利用券により利用する場合		1人につき	2,340円		
				1人につきシャワー代込み	2,850円		

	鳥取屋内プール共通1月利用券により利用	1人につき	5,090円
	専用利用	1時間につき	1,730円
第1研修室		全室1時間につき	610円
		3分の1室1時間につき	200円
第2研修室		1時間につき	400円
第3研修室		1時間につき	610円
第4研修室		1時間につき	610円
視聴覚室		1時間につき	400円
放送室		1時間につき	300円

(9) 鳥取県民体育館照明利用料

利用区分		単位	金額
メインアリーナ	全点灯	全面1時間につき	7,120円
		全面30分につき	3,560円
		2分の1面1時間につき	3,560円
		2分の1面30分につき	1,780円
	4分の3点灯	全面1時間につき	5,340円
		全面30分につき	2,670円
		2分の1面1時間につき	2,670円
		2分の1面30分につき	1,340円
	2分の1点灯	全面1時間につき	3,560円
		全面30分につき	1,780円
		2分の1面1時間につき	1,780円
		2分の1面30分につき	890円
サブアリーナ	全点灯	全面1時間につき	1,520円
		全面30分につき	760円
	4分の3点灯	全面1時間につき	1,300円
		全面30分につき	650円
	2分の1点灯	全面1時間につき	760円
		全面30分につき	380円

(10) 鳥取県民体育館冷暖房利用料

利用区分	単位	冷房	暖房
メインアリーナ	1時間につき	11,200円	8,650円
サブアリーナ	1時間につき	2,750円	2,440円
視聴覚室	1時間につき	400円	400円
第1研修室全室	1時間につき	300円	300円
第1研修室3分の1室	1時間につき	100円	100円
第2研修室	1時間につき	300円	300円
第3研修室	1時間につき	300円	300円
第4研修室	1時間につき	300円	300円

(11) 鳥取県民体育館設備利用料

名称	単位	金額
バスケットボール用器具	1組1日1回につき	2,030円
バレーボール用器具	1組1日1回につき	200円

バドミントン用器具	1組1日1回につき	100円
テニス用器具	1組1日1回につき	200円
卓球用器具	1組1日1回につき	100円
ソフトバレー用器具	1組1日1回につき	100円
インディアカ用器具	1組1日1回につき	100円
フットサル用器具	1組1日1回につき	300円
ロングマット	1枚1日1回につき	50円
新体操用マット	1式1日1回につき	1,010円
電光得点表示板	1台1日1回につき	1,010円
液晶プロジェクター	1式1日1回につき	1,830円
資料提示装置	1式1日1回につき	910円
音響設備	1式1日1回につき	2,030円
演台	1台1日1回につき	200円
簡易ステージ	1台1日1回につき	50円
イベントパネル	1枚1日1回につき	200円
シャワー室	1回につき	50円
長机	1台1日1回につき	20円
椅子	1脚1日1回につき	10円
トランポリン	1台1日1回につき	300円
ストップウォッチ	1個1日1回につき	50円
テント	1組1日1回につき	300円
移動観覧席	1式1日につき	2,030円
全身鏡	1枚1日1回につき	100円
簡易音響設備	1式1日1回につき	1,050円
スポットライト	1台1日1回につき	310円
ムービングライト	1台1日1回につき	1,590円

(12) テニス場

利用区分		単位	金額
テニスコート（1面）	学生等	1時間につき	460円
	一般人	1時間につき	610円
大会運営室		1時間につき	710円
研修室		1時間につき	300円
夜間照明	全点灯	1時間につき	2,030円
		30分につき	1,010円
	2分の1点灯	1時間につき	1,010円
		30分につき	500円
	4分の1点灯	1時間につき	500円
		30分につき	250円
冷暖房	大会運営室	1時間につき	100円
	研修室	1時間につき	100円

(13) 占用許可・行為許可

区分	単位	金額	
		非課税とされる 都市公園の占用	非課税とされる 都市公園の占用

				以外
都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の許可	集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートルにつき 1日	3円	4円
条例第7条第1項又は第2項の許可	物品の販売その他の営業に従事する者	1人につき 1日	410円	
	集会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき 1日	4円	

備考

- 1 「非課税とされる都市公園の占用」とは、都市公園法第6条第1項又は第3項の許可に係る都市公園の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。
- 2 占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 3 一件の利用料金の額が100円未満である場合における当該利用料金の額は100円とする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和6年3月18日
- (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第171号

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年鳥取県告示第205号（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区を除く。）の利用料金について）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

		区 分			単 位	金 額	
あやめ池スポーツセンター	体 育 室	一般利 用	一般人			1人1回につき	50円
		専用利 用	営利を目的としな い場合	入場料等 を徴収し ないとき。	一般人	全面1時間につき	820円
						2分の1面1時間 につき	410円
				幼児、児童、中 学校若しくは高 等学校の生徒又 は学生（以下 「学生等」とい う。）	全面1時間につき	620円	
					2分の1面1時間 につき	310円	
		入場料等 を徴収す るとき。	一般人	全面1時間につき	1,640円		
学生等	全面1時間につき		1,230円				

		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	全面1時間につき	26,220円
			入場料等を徴収するとき。	全面1時間につき	39,490円
ト レ ー ニ ン グ ル ー ム	一般利用	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	一般人	1人1回につき	200円
		回数券により利用する場合	一般人	回数券11枚につき	2,000円
		1月利用券により利用する場合	一般人	1人につき	1,400円
	専用利用			1時間につき	610円
	研修室			1時間につき	560円
東郷湖 カヌー センター	カヌー艇庫			1艇1月につき	1,540円
	研修室			1時間につき	510円
南谷テニスコート		一般人		1コート1時間につき	610円
		学生等		1コート1時間につき	450円
南谷多目的広場		一般人		全面1時間につき	800円
		学生等		全面1時間につき	600円
屋根のある多目的広場	営利を目的としない場合	一般人		全面1時間につき	2,160円
				2分の1面1時間につき	1,080円
				3分の1面1時間につき	720円
		学生等		全面1時間につき	1,620円
				2分の1面1時間につき	810円
				3分の1面1時間につき	540円
	営利を目的とする場合			全面1時間につき	18,200円

(2) 照明利用料

区 分	単 位	金 額
あやめ池スポーツセンター体育室	1時間1灯につき	20円

(3) 設備利用料

区 分	単 位	金 額
-----	-----	-----

あやめ池スポーツセンター	バスケットボール器具	バスケットゴール台1対	1組1回につき	2,160円
	バレーボール器具	支柱1対、ネット1張、アンテナ1対	1組1回につき	200円
	ハンドボール器具	ゴール（ネット付）1対	1組1回につき	300円
	バドミントン器具	支柱1対、ネット1張	1組1回につき	100円
	卓球器具	台1台、ネット（サポートを含む。）1張	1組1回につき	100円
	テニス器具	支柱1対、ネット1張	1組1回につき	200円
	フットサル器具	ゴール（ネット付）1対	1組1回につき	300円
	ボール	バレーボール等	1個1回につき	100円
	机		1台1回につき	20円
	椅子		1脚1回につき	10円
	シャワー設備		1人1回につき	50円
	ディスプレイ		1式1回につき	300円
	屋根のある多目的広場	テニス器具	支柱1対、ネット1張	1組1回につき
夜間照明		全面	1時間につき	920円
		2分の1面	1時間につき	460円
		3分の1面	1時間につき	300円
シャワー設備		1人1回につき	50円	
南谷多目的広場	サッカー器具	ゴール（ネット付）1対	1組1回につき	500円
あやめ池スポーツセンター・屋根のある多目的広場	レクリエーション用具	モルック用具（一式）	1組1回につき	300円
		バドミントン一式	1組1回につき	300円
		ボール（大）	1個1回につき	300円
		フライングディスク	1個1回につき	100円
	音響機器（スピーカー、アンプ、マイク）		1組1回につき	500円

(4) 占用許可・行為許可

区 分	単 位	金 額		
		非課税とされる都市公園の占用	非課税とされる都市公園の占用以外	
都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の許可	集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートルにつき1日	3円	4円
条例第7条第1項又は第2項の許可	物品の販売その他の営業に従事する者	1人につき1日	410円	
	集会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき1日	4円	

備考

- 1 「非課税とされる都市公園の占用」とは、都市公園法第6条第1項又は第3項の許可に係る都市公園

の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。

2 占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

3 一件の利用料金の額が100円未満である場合における当該利用料金の額は100円とする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和6年3月18日
- (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第172号

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年鳥取県告示第204号（鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。）の利用料金について）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 入園料

区 分			金 額		
中国庭園 燕趙園	個人	大人	500円		
		小中学生	200円		
	団体	10人以上	大人1人につき	450円	
			小中学生1人につき	180円	
		20人以上	大人1人につき	400円	
			小中学生1人につき	160円	
学校行事	高校生1人につき	200円			
	小中学生1人につき	80円			

(2) 占用許可・行為許可

区 分	単 位	金 額	
		非課税とされる 都市公園の占用	非課税とされる 都市公園の占用 以外
都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項又は第3項の許可	集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 1平方メートルにつき 1日	3円	4円
条例第7条第1項又は第2項の許可	物品の販売その他の営業	1日につき 営業売上の10パーセント	
	集会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき 1日	4円

備考

- 1 「非課税とされる都市公園の占用」とは、都市公園法第6条第1項又は第3項の許可に係る都市公園の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。
- 2 占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき、又はこ

これらの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

3 一件の利用料金の額が100円未満である場合における当該利用料金の額は100円とする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和6年3月18日
- (2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

鳥取県告示第173号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び住所	支援業務を行う事務所の所在地
合同会社ふれあい 東伯郡北栄町国坂279	倉吉市東巖城町213-1
有限会社ファーストコンタクト 鳥取市気高町八束水2706-75	鳥取市湖山町東一丁目460 カレッジコーポ103号室

鳥取県告示第174号

とっとりバイオフィロントピアの設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第46号）第13条第2項の規定に基づき、とっとりバイオフィロントピアの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年鳥取県告示第138号（とっとりバイオフィロントピアの利用料金について）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

- (1) 施設利用料等（税込）

ア 実験室等

区分		利用料	
オープンラボ		1室1月につき	310,300円
居室	301、302	1室1月につき	29,000円
	303、304	1室1月につき	29,870円
実験室	311、312	1室1月につき	54,330円
	313、314	1室1月につき	56,070円
動物飼育室	321、322、323、324	1室1月につき	15,260円

備考

- 1 利用期間が1月未満であるとき又は利用期間に1月未満の端数があるときは、日割りをもって計算するものとする。
- 2 電気代及び水道代の実費を別途徴収するものとする。

イ 研修室

区分	利用料	冷暖房利用料
研修室	1時間につき 252円	1時間につき 78円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

2 冷房又は暖房を使用したときは、利用料の額に冷暖房料を加算するものとする。

ウ 実験動物の給餌、給水並びにケージの交換、滅菌及び洗浄等 1ケージ1日につき 40円

備考 利用期間が1日未満であるとき又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算するものとする。

(2) 設備利用料 (税込)

ア 研修室

区分	利用料	
プロジェクター	1時間につき	470円
スクリーン	1時間につき	100円
会議用モニター	1時間につき	470円

備考 利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

イ 開放機器

区分	利用料	
別記1に掲げる設備	1機器1時間につき	100円
別記2に掲げる設備	1区画1日につき	200円
別記3に掲げる設備	1機器1日につき	200円
別記4に掲げる設備	1日につき	250円

備考

1 利用料が1時間当たりで計算される場合について、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。

2 利用料が1日当たりで計算される場合について、1日は午前9時から起算するものとし、利用期間が1日未満であるとき又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算するものとする。

3 別記1に掲げる設備に係る利用料の上限は以下のとおりとする。

(1) 一般機器のみを利用した場合 1日につき 1,030円

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 1日につき 3,130円

2 承認年月日等

(1) 承認年月日 令和6年3月18日

(2) 適用開始年月日 令和6年4月1日

別記1

1 一般機器

クリーンベンチ

安全キャビネット

オートクレーブ

倒立型蛍光顕微鏡

オールインワン顕微鏡

スーパーエレクトロポレーター

遺伝子導入装置

大型遠心分離機

小型冷却遠心機

ゲル撮影装置

微量サンプル計測設備

PCRマシン

蛍光実体顕微鏡

実体顕微鏡

生物顕微鏡（ティーチングヘッド付き）
分光光度計
実験用器具自動洗浄機
サイドオープンL型ドラフトチャンバー
サイドオープンR型ドラフトチャンバー

2 専門機器

共焦点顕微鏡
共焦点顕微鏡（解析専用）
染色体解析専用顕微鏡
染色体解析専用顕微鏡（解析専用）
セルアナライザ
インキュベータ顕微鏡
タイムラプス発光細胞解析機（発行ライブセルイメージングシステム）
タイムラプス発光細胞解析機（培養細胞リアルタイム発光計測装置）
リアルタイムPCR
超遠心分離機
遺伝子抽出装置
プレートリーダーE n S i g h t
化学発光検出機
多検体サンプル粉砕器
超音波サンプル粉砕器（ホモジナイザー）
超音波サンプル粉砕器（細胞破碎装置）
バイオサンプル粉砕装置
密閉式自動固定包埋装置
パラフィン包埋ブロック作製装置
マイクローム
パラフィン伸展器
全自動万能型回転マイクローム（樹脂包埋標本に対応するもの）
感染防止対策用クリオスタット
血液生化学分析機
マイクロダイセクション
高感度冷却CCDカメラ
小型動物麻醉器
動物組織固定装置
プログラムフリーザー

別記2 保管系機器

細胞保存用液体窒素タンク
超低温フリーザー
超低温フリーザーB
薬用冷蔵ショーケース
薬用保冷库
薬品冷蔵庫
バイオメディカルフリーザー
CO₂インキュベーター（一時利用専用のもの）

別記3 保管系機器

冷却小型振とう培養器

冷却大型振とう培養器

大腸菌培養用インキュベーター

乾熱滅菌乾燥機

パラフィン溶融器

別記4 保管系機器

CO₂インキュベーター（別記2に掲げるもの以外のもの）